

流山市農業委員会
令和2年第1回
総会議事録

令和2年1月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和2年第1回総会議事録

- 1 期 日 令和2年1月10日(金)
2 場 所 流山市役所301会議室
3 議長名 水代 啓司、吉田 達弘(議案第8号1番)
4 署名委員 7番 吉田 達弘
8番 岡田 長政

5 出席委員・推進委員(委員11名/推進委員3名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 鈴木 亨 | 2番 金子 孝博 |
| 3番 中嶋 清 | 4番 小菅 康男 |
| 5番 染谷 一嘉 | 6番 石井 保 |
| 7番 吉田 達弘 | 8番 岡田 長政 |
| 9番 山崎 日出男 | 10番 小倉 節子 |
| 11番 水代 啓司 | |
| 推進委員 秋元 正 | 推進委員 小林 常男 |
| 推進委員 増田 正美 | |

6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員0名)

- | | | |
|-------|---------|-------|
| 7 書記名 | 副主査 | 齊藤 恒夫 |
| 8 事務局 | 事務局次長 | 秋元 学 |
| | 事務局次長補佐 | 真通 俊人 |
| | 事務局係長 | 鈴木 正寿 |
| | 事務局臨時職員 | 藤本 栄子 |

9 会議目次

- | | | |
|------------|--------------------------------|----|
| (1) 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 1 |
| (2) 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) | 3 |
| (3) 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用) | 6 |
| (4) 議案第4号 | 農用地利用集積計画の決定について | 13 |
| (5) 議案第5号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について | 14 |
| (6) 議案第6号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について | 16 |
| (7) 議案第7号 | 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請について | 17 |
| (8) 議案第8号 | 農地所有適格法人報告書の提出について | 19 |
| (9) 報告第1号 | 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について | 23 |
| (10) 報告第2号 | 令和元年賃借料水準について | 23 |
| (11) 報告第3号 | 転用許可に伴う工事完了の報告について | 24 |
| (12) 報告第4号 | 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について | 25 |
| (13) 報告第5号 | 専決処理の報告について | 26 |

▲開会 午後3時00分

○水代議長 それでは、ただ今から令和2年第1回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は11名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

7番 吉田委員、8番 岡田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

○水代議長 次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧いただきたいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第8号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの8議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第1号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第5号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

○水代議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和2年1月10日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、流山市名都借の方で職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市名都借の畑1筆 面積10平方メートルです。

申請事由ですが、権利者の所有農地入口の接道部分に隣接した10平方メートルの狭小な農地であり、このままでは義務者も耕作できず、また、権利者の営農に際しても支障があるため売買で取得するものです。

議案案内図については、1ページにございますので併せてご参照ください。

今回の申請地は、許可要件のひとつである農業経営面積の下限面積要件について、農地法の不許可の例外に該当することから、許可を得ることができるものでございます。詳細につきましては、別紙資料として添付いたしましたのでご覧ください。

別紙資料を1枚めくっていただきますと公函がございます。

次の2ページのケース8「下限面積要件を満たせない場合は、農地法3条の許可を得ることはできないのか」の解説をご覧ください。

農地の所有権を取得するためには、農業委員会より農地法第3条の許可を得る必要があります。許可を得るためには、農地法第3条の許可要件を満たすことが必要です。

本事案は、10平方メートルの狭小な農地であり、許可要件の1つである下限面積要件を満たしておりませんが、解説のとおり、「ただし、農地法施行令第2条第3項に農地法第3条許可後の農地の権利所有面積が下限を超えなくてもよい例外規定があり、本ケースがこれの例外にあてはまり、かつ、ほかの許可要件を満たしているということであれば、農地法第3条の許可を得ることができると考えます。」と例外規定がございます。

本事案の場合は、不許可の例外として、農地法施行令第2条第3項第3号に該当すると判断し、許可を得ることができると考えます。

今月の農地法第3条許可申請は、以上1件です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は1件であります。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、JR常磐線南柏駅の北西約1キロメートルに位置している畑1筆 面積10平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、権利者の所有する農地の入口部分に非常に小さな農地があり、このままでは義務者も耕作できず、また、権利者の営農に際しても支

障があるため売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で21万円とのことでした。

申請地の畑は、投影している写真のとおり草刈済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約0.2ヘクタールで農業従事者は2名です。

今後、申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

なお、農地法第3条の許可要件にある下限面積に達していませんが、不許可の例外として、農地法施行令第2条第3項第3号の『その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること』に本件は該当すると判断いたしました。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積は不許可の例外に該当することを確認できており、その他の農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第1号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和2年1月10日提出

今月の申請は2件です。

1番の権利者につきましては、流山市大字南にお住いの方であります。

申請がありました土地は流山市南の畑1筆 転用面積43平方メートルです。

転用目的につきましては、駐車場整備のため今回申請がなされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の2ページと3ページにございますので、併せてご参照ください。

次に、2番の権利者につきましては流山市大字南にお住いの方であります。

申請がありました土地は、流山市南の畑1筆 転用面積70平方メートルです。

転用目的につきましては、駐車場整備のため申請がされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の2ページと4ページにございますので併せてご参照ください。

説明は、以上です。ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが2件であります。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

はじめに、1番についてご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の西約1.2キロメートルに位置し、周囲は若葉台の住宅地に近接し小規模な畑と住宅が混在している地域です。そのため「市街地に近接した区域にある規模が10ヘクタール未満の農地」として第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は売買で、転用目的は駐車場を整備しようとするものです。

権利者は、流山市南にお住まいの方で年齢は73歳です。

申請理由については、申請者は、現在車を4台所有していますが、2台を県道の対向にある方の敷地内を借りて駐車しているとのことでした。

そのため、その都度県道を渡ることの危険性や敷地内での出入りでご迷惑をおかけしていることから、今回、自宅の隣接地を駐車場に整備する申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。申請地は砕石で整地する計画です。土砂等の流出対策については、東側隣接地との境界にブロック2段を積み流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については雨水は、敷地内への自然浸透処理とし汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は道路、東側は更地、南側と西側は申請者の宅地となっております。

次に、資金計画ですが、土地価格は約130万円。整備費が約20万円で全額自己資金で賄うとのことで金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては該当はありません。

つづいて、2番についてご報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線初石駅の西約1.2キロメートルに位置し、周囲は若葉台の住宅地に近接し、小規模な畑と住宅が混在している地域です。そのため「市街地に近接した区域にある規模が10ヘクタール未満の農地」として第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は売買で、転用目的は駐車場を整備しようとするものです。

権利者は、流山市南にお住まいの方で年齢は55歳です。

申請理由については、申請者は現在車を3台所有していますが、現在隣接地の方の敷地内を借りて駐車しているとのことです。

これについては、過去には今回の計画地に停めていたことがありましたが、認識不足であることがわかり、隣接の方の場所を借りたとのことです。そのため、今回、自宅の隣接地を駐車場に整備する申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。申請地は碎石で整地する計画です。土砂等の流出対策については、隣接地との境界にブロック2段を積み流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は敷地内への自然浸透処理とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は道路、東側と西側は更地、南側は申請者の宅地となっております。

次に、資金計画ですが、土地価格は約210万円、整備費が約70万円で全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては該当はありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第2号については、許可することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代議長 続いて、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和2年1月10日提出

今月の申請は7件です。いずれも農地造成に伴う一時転用です

はじめに、1番と2番については隣接地で関連があるため一括してご説明いたします。

権利者につきましては、野田市鶴奉に事務所を置く土木建築業を行っている法人です。

農地転用の申請がありました土地は、流山市西深井にあります田3筆 合計面積2,955平方メートルです。

転用目的につきましては、農地造成をするもので、この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の5ページから7ページにございます。

次に、3番から7番については、同一事業者で関連があるため一括して説明いたします。

権利者につきましては、流山市松ヶ丘に事務所を置く土木建築業を行っている法人です。

農地転用の申請がありました土地は、流山市名都借字西ノ下にあります田2筆 合計面積684.68平方メートル及び名都借字井戸田にあります田3筆 合計面積1,136.82平方メートルです。

転用目的につきましては、農地造成をするもので、この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の8ページから13ページにございます。併せてご参照ください。

ご説明は、以上です。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」についてご報告いたします。

今月の案件は、一時転用によるものが7件であります。

本案については、現地調査と権利者及び義務者双方からヒアリングを行っております。

はじめに、1番と2番については、隣接地で関連があるため一括してご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の北西約1.2キロメートルに位置し、周囲は野田市の住宅地に近接し、小規模な農地と住宅が混在している地域です。

そのため、「市街地に近接した区域にある、規模が10ヘクタール未満の農地」として第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は使用貸借で、転用目的は残土を利用した農地造成を行うものです。

権利者は、野田市鶴奉に本店を置く株式会社で昭和40年に設立されております。

事業内容は、主に土木建設業を行っているということです。

また、農地造成実績についてはありませんが、千葉県や野田市発注の公共工事等で実績があるとのことでした。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。埋立て面積は合計2,995平方メートルで、土量につきましては、約3,400立方メートルを搬入するとのことでございます。

次に、申請地の現況につきましては写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は住宅地、東側は農地、南側は水路用地、西側は畑と宅地となっております。

次に、土砂の搬出元は、野田市内の道路築造工事及び管工事の現場で発生した土で、大部分はすでに野田市にある権利者のストックヤードに保管されているものです。

なお、造成については天地返し方式で、表土50センチメートルをすきとり、場内に仮置きし、搬入した土砂を埋め立てた上にもとの表土を敷きならす計画です。

また、造成高は平均1.15メートル、道路からは約50センチメートル高くなる計画です。

また、土砂の安全性については、地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されております。

次に、搬入ルートとしては、野田市みずきの住宅街の道路を経由し、住宅地西側の野田南部土地改良区の道路を経由して西側から搬入する計画です。

埋立て期間につきましては、令和2年6月30日までを予定しております。

次に、義務者でございますが、1番の方の耕作面積は約0.3ヘクタールで農業従事者は3人です。

2番の方の耕作面積は、約0.4ヘクタールで農業従事者は2人です。

申請理由については、当該地は野田南部土地改良区の区域内ではありますが、近接の水路が田より3メートルほど低く、ポンプアップしている状況であり、かつ、水路は、野田市の住宅地の水や路面排水がほとんどであり、水質の面からも水稻の継続が困難となってきていることから畑作に転向したいとのことでした。

次に、周辺農地所有者への説明状況についてですが、隣接農地の所有者に農地造成を行い、畑として効率的な耕作をする旨を説明したところ、特に意見はなかったということでした。

次に、資金計画につきましては、造成費が約750万円ございまして、全額自己資金で賄う計画であり金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、流山市土砂等の埋立て条例に該当し現在申請中です。

次に、関係課との協議関係ですが、埋立て条例の事前協議の中で、道路や学校関係者との協議、周辺住民への周知等、計9項目の協議があり、全て協議が整っているとのことで協議結果報告書等の写しが添付されております。

また、野田南部土地改良区からの意見書、野田市土木部管理課との道路関係の協議結果についても添付されておりました。

最後に、農地造成後の作付け計画についてですが、1番の方は果樹の柿を、2番の方はサツマイモや果樹の柿を作付けする内容の作付け計画書と作付け誓約書が申請書に添付されておりました。

しかしながら、ヒアリングで確認したところ、2番の方から体調が思わしくなく自分も妻も耕作できないとの回答がありました。

そこで、1番の方が、農地造成後は自分が借り受けるとの申し出がありましたが、現時点では将来的に農地法第3条や農用地利用集積での貸借の可能性を判断する書面が不足しており、作付けされる見込みが判断できない状況でした。

以上、申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、1番と2番については作付けされる見込みが確認できる書類が不足しているため、再度作付け計画等を検討する必要があると認められたため、全会一致をもってそれぞれ継続審査という結論に達しました。

次に3番と4番については、隣接地で関連があるため一括してご報告いたします。

3番と4番の申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、JR常磐線南柏駅の北西約2キロメートルに位置し、周囲は10ヘクタール未満の農地と消防署や住宅、資材置場が混在している地域です。

そのため、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」として第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は使用貸借で、転用目的は残土を利用した農地造成を行うものです。

権利者は、流山市松ヶ丘に本店を置く株式会社で平成20年に設立されております。

事業内容としては、主に土木建設業を行っているということです。

また、農地造成の実績については平成26年から28年にかけて流山市内で4件の

実績があります。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。

埋立て面積は合計684.68平方メートルで、土量につきましては約930立方メートルを搬入することとございます。

次に、申請地の現況につきましては写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は駐車場、東側は水路、南側は畑、西側は道路となっております。

次に、土砂の搬出元は、船橋市内の開発行為の現場で発生した土で白井市にある権利者のストックヤードに保管されているものです。

なお、造成については単純埋立て方式で、造成高は平均1.72メートル、道路からは10センチから20センチメートル高くなる計画です。

土砂の安全性については、地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されております。

次に、搬入ルートとしては、国道6号の旧日光街道入口交差点から旧日光街道に入り北上します。その後、柏第二小学校手前の交差点を左折し西へ向かい、富士見橋を経由し東消防署の前の道路から搬入する計画です。

埋立て期間につきましては、令和2年7月31日までを予定しています。

次に、義務者でございますが、3番と4番の方は同一耕作者であり、耕作面積は約2.1ヘクタールで農業従事者は4人、農地造成後は粟を作付けする計画です。

申請理由については、当該地周辺は近接の水路が田より低く水稻継続が以前から困難な区域であり、周囲も水田利用ができないため畑作へと転換していることから、畑作に転向したいとのこととです。

次に、周辺農地所有者への説明状況についてですが、隣接農地の所有者に、農地造成を行い、畑として効率的な耕作をする旨を説明したところ、特に意見はなかったということでした。

次に、資金計画につきましては、造成費が約150万円でございます、全額自己資金で賄う計画であり金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、流山市土砂等の埋立て条例に該当し、現在申請中です。

次に、関係課との協議関係ですが、埋立て条例の事前協議の中で道路や学校関係者との協議、周辺住民への周知等、計9項目の協議があり、全て協議が整っているとのことと、協議結果報告書等の写しが添付されております。

最後に、土地所有者に対しては、その責務として転用事業が行われている間、違反転用の発生を防止するため埋立て等事業計画に定められたとおり実施されているかを定期的に把握するとともに、計画どおり実施していないとき又はその恐れがあることを知ったときは、直ちに、事業を行う者に対し事業の中止及び原状回復を求めるとともにその旨を農業委員会に通報するよう指導いたしました。

つづいて、5番から7番については隣接地で関連があるため一括してご報告いたします。

5番から7番の申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、JR常磐線南柏駅の北西約1.4キロメートルに位置し、周囲は10ヘクタール未満の農地と、保育所や資材置場が混在している地域です。

そのため「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」として第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は使用貸借で、転用目的は残土を利用した農地造成を行うものです。

権利者は、3番・4番と同じ、流山市松ヶ丘に本店を置く法人であるため重複する内容は説明を割愛させていただきます。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。

埋立て面積は合計1,136.82平方メートルで、土量につきましては約840立方メートルを搬入するとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側と西側は畑、東側と南側は道路となっております。

次に、土砂の搬出元は、3番・4番と同じく、船橋市内の開発行為の現場で発生した土で、権利者のストックヤードに保管されているものです。

なお、造成についても同様に単純埋立て方式で、造成高は平均1.05メートル、道路からは最大約70センチメートル高くなる計画です。

土砂の安全性については、地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されております。

次に、搬入ルートですが、3番・4番と同様に国道6号から富士見橋方向へ向かい、富士見橋手前を左折し保育所のある前の道路を経由し搬入する計画です。

埋立て期間につきましては、令和2年7月31日までを予定しております。

次に、義務者でございますが、5番の方は耕作面積約0.5ヘクタールで農業従事者は1人です。

6番・7番は同一耕作者であり、耕作面積約1.3ヘクタールで農業従事者は4人です。農地造成後は6番・7番の耕作者が5番の土地も借り受けて、サツマイモを作付けする計画です。

申請理由については、当該地はすでに農地造成された畑に囲まれており、今回、農地造成に適した土が見つかったことと、造成後に隣接耕作者が借り受けてくれる条件が整ったため、畑作に転向したいとのことでした。

次に、周辺農地所有者への説明状況についてですが、隣接農地の所有者に、農地造成を行い畑として効率的な耕作をする計画の旨を説明したところ、特に意見はなかったということでした。

次に、資金計画については、造成費が約140万円ございまして、全額自己資金で賄う計画であり金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、流山市土砂等の埋立て条例に該当し現在申請中です。

次に、関係課との協議関係ですが、3番・4番と同様に埋立て条例の事前協議の中

で協議があり協議結果報告書等の写しが添付されております。

当該地には電柱の引き込み線があるため確認したところ、電柱の管理者よりそのまま盛土して構わないとの回答を得ているとのことでした。

また、ダンプは1日何台ぐらい通るのかを確認したところ、延べ10台程度通る可能性があるとのことでした。そのため、近隣の住宅や保育所には工事着手前に十分説明を行うよう求めました。

最後に、土地所有者に対しては、その責務として転用事業が行われている間、違反転用の発生を防止するため埋立て等事業計画に定められたとおり実施されているかを定期的に把握するとともに、計画どおり実施していないとき、又はその恐れがあることを知ったときは、直ちに、事業を行う者に対し事業の中止及び原状回復を求めるとともにその旨を農業委員会に通報するよう指導いたしました。

なお、3番から7番は単純埋立て方式とのこと、土が耕作に適したものか確認したところ、土の発生元は山林で、土は山土であり代理人もストックヤードで確認し、見た目は問題ないとのことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、3番から7番についてはそれぞれ許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆7番(吉田委員) 議案の5～7番ですが、車の1日の通行量は判りました。

運搬するダンプ車両は、何トン車ですか。

○岡田委員長 車両は8トン車です。

◆7番(吉田委員) 通行の際のすれ違い等に問題はないのでしょうか。

○6番(石井委員) 鉄板を敷き、なおかつ、誘導員を配置して車両誘導するとのことでした。

◆7番(吉田委員) 判りました。

○水代議長 搬入車両ルートとしては、富士見橋の手前から保育園の手前を通る道ですよね。

○6番(石井委員) そうです。

○水代議長 他に、ご質問ございませんか。

◆(小林推進委員) 1・2番についてですが、土砂で埋め立てをすることなのですが、両側の土地が高くなり、道路に囲まれているので、造成後、その間の土地が池のように水が溜まってしまう心配はありませんか。

- 水代議長 この1・2番の事案は、継続審査となっておりますが、事務局の方で、その状況は把握していますか。
- 事務局(真通次長補佐) 現地は、田1区画です。
それを4つに分けて四分の一ずつその都度埋め立てをしていく計画です。
天地替えをするために区画内の別の所に土砂を仮置きしてやっていくとのことですが、まとめて一気に掘るということではないので、まったく懸念がないわけではないのですが、今おっしゃったような問題はクリアできると思います。
- 水代議長 敷地内で、ストックと埋め立てをするということですね。
- ◆(小林推進委員) 質問要旨の整理のため、再度、質問いたします。
土地の高さを1メートル上げる計画ですよね。天地替えの際ではなく、埋立て後に、豪雨の後などの水の行き場が心配です。周りの道路などへの影響はないのですかという質問です。
- 2番(金子委員) 裏の水路は、つぶさずにそのまま残すのであれば、雨水はそちらの方へ流れていくのではないのですか。
- 事務局(真通次長補佐) 水路の方が、土地の高さが低いです。水は水路の方に流れていきます。
- ◆(小林推進委員) 水路がしっかりしている場合は、良いのですが。
- 水代議長 小林委員の質問は、埋立てにより周りの土地が高くなり、埋立ての際、間の土地に水が溜まってしまわないのかということですね。
- 事務局(真通次長補佐) 埋立て後ということですね。道路よりも多少高くするので、雨が降った際、雨水が周りに溜まってしまい水たまりができてしまうのではないかとということですね。
- ◆(小林推進委員) そうです。
- 水代議長 その点については、業者の方からは何かありましたか。
- ◎岡田委員長 それについては、質問は出なかったのですが。
- 事務局(真通次長補佐) 隣地の現状は畑になっています。現状の田よりも土地の高さは高くなっています。
- 水代議長 よろしいですか。
では、金子委員質問をお願いします。
- ◆2番(金子委員) この議案は、継続審議になっているものですね。
この道路は、道路幅員が4メートルあるかないかですが、工事が始まったらこの道路は通行止めにするのですか。
- ◎岡田委員長 搬入時には、基本的に誘導員を配置して通行させるとのことです。
それと、ゴルフ練習場に対しても事前に埋立て造成の事前説明を行うとのことですが。
- 水代議長 (搬入)道路は、野田南部土地改良区域内の道路ですね。
- ◎岡田委員長 そうです。
- 事務局(鈴木係長) 只今ご指摘がありましたように、この(造成予定地の前面)道路は幅員が狭く大型車のすれ違いができません。

野田市みずきの住宅街の外側に碎石の砂利敷の土地改良区の道路があります。
土地改良区からは、通行の許可を得ていると聞いております。

大型車両については、幅員が狭くすれ違いができないので、車が入ってくる時は、交差点(画面上で指し示す)、この場所とこの場所(交差点)に誘導員を配置して、すれ違いができなくて立ち往生しないように通行を整理して欲しい旨、小委員会の際にも委員から業者に質問させていただき確認しています。

○水代議長 よろしいですか。

ほかにご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号の1番と2番については継続審査とすること。

また、3番から7番については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第3号の1番と2番については継続審査とすること。また、議案第3号の3番から7番については許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の5ページをお開きください。

議案第4号

農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めらる。

令和2年1月10日提出

議案の1番から12番の権利者は同一で関連があるため一括してご説明いたします。

権利者は、流山市中にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、野々下1丁目の現況畑12筆 合計面積10,280平方メートル、北の畑1筆 面積2,862平方メートル及び平方の畑7筆 合計面積4,610平方メートルです。

利用権の設定期間は、議案の1番から8番は新規により3年間で権利の種類は使用貸借、9番は新規により6年間で権利の種類は賃貸借、10番から12番は更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、14ページから17ページにございますので併せてご参照ください。

議案の13番の権利者は、松戸市七右衛門新田にお住まいの方で職業は農業です。対象となる農地は、流山市平方にあります田5筆 合計面積3,978平方メートルで

す。

利用権の設定期間は更新により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、17ページにございますので併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、新規が9件、更新が4件であります。

はじめに、議案の1番から12番の権利者は同一で関連があるため一括してご説明いたします。

議案の1番から8番は新規に3年間、議案の9番は新規に6年間、議案の10番から12番は引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は42歳でございます。農業従事者は4名で農業従事日数は300日であります。

申請地につきましては写真のとおりで、小松菜などが作付けされておりました。

つづいて、議案の13番は引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は81歳でございます。農業従事者は3名で農業従事日数は300日であります。

次に、申請地につきましては写真のとおりで、稲刈り済みの状況でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代議長 議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認に

ついて」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の13ページをお開きください。

議案第5号

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認を次のとおりとする。

令和2年1月10日提出

本案の農地につきましては、現在、相続税の納税猶予の特例の適用を受けておりますが、ここで20年間の適用期間の満了を迎えますことから、この農地の利用状況の確認について税務署から依頼があったものであります。

初めに、1番の相続人は流山市名都借にお住いの方です。

確認のあった特例農地は、平成11年5月に相続で取得した農地で、流山市名都借にあります畑4筆 合計面積5,285平方メートルです。

議案案内図につきましては、18ページと19ページにございますのでご参照ください。

2番の相続人は流山市大字西深井にお住いの方です。

確認のあった特例農地は、平成11年7月に相続で取得した農地で、流山市西深井にあります畑2筆 合計面積1,484平方メートルです。

議案案内図につきましては、20ページにございますのでご参照ください。

3番の相続人は流山市大字西深井にお住いの方です。

確認のあった特例農地は、平成11年7月に相続で取得した農地で、流山市西深井にあります畑7筆 合計面積6,891平方メートルです。

議案案内図につきましては、20ページにございますのでご参照ください。

今月の相続税納税猶予特例農地の利用状況の確認は、以上の3件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」ご報告いたします。

本案につきましては、相続税の納税猶予の特例の適用を受けて20年を迎えることから、この特例を受けている農地の利用状況の確認について管轄税務署である松戸税務署から依頼のあったもので、現地調査を実施し審議を行いました。

はじめに、議案の1番の現地の状況であります。耕起済みまたは葉物などが作付されておりました。

つづいて、2番の現地の状況であります。耕起済みの状況でした。

最後に3番の現地の状況ですが、耕起済みまたはネギ等が作付けされておりました。

また、議案の1番から3番すべてにおいて、土地所有者は相続人本人であること、

及び相続人の農業従事の申告がなされていることを確認しました。

以上のことをもとに審査しましたところ、本案の利用状況の確認については、それぞれ相続人が自ら所有し自ら農地として使用しているとして回答するという結論に達しました。

以上です。

よろしくご審議をお願いします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号について「自ら所有し自ら農地として使用している」として回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第5号については「自ら所有し自ら農地として使用している」として回答することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代議長 議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の15ページをお開きください。

議案第6号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和2年1月10日提出

本案につきましては、市街化区域内にある生産緑地の指定を受けている農地について、今まで農作業を中心に行っていた方の死亡や故障を理由に農業の継続が困難になったため、今回買取り申出の際に必要な主たる従事者証明願の提出があったものであります。

今月の願出は1件です。

申請者は、流山市おおたかの森東にお住いの方であります。

申請がありました土地は、流山市おおたかの森東4丁目にあります畑2筆 合計面積1,498平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の妻で、妻の故障を原

因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

この案件の議案案内図につきましては、21ページにございますので、併せてご参照ください。

ご説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」ご報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線流山おおたかの森駅の東約800メートルに位置している土地でございます。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の妻です。従事日数は元気な頃は年間100日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が昨年の12月に農業経営が不可能と診断され、残った従事者だけでは所有する農地すべてを耕作することは難しいので、申請地の買取り申出を行うため証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり作付けされた状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が病気になる前は農業経営の中心として従事しており、その方が病気になったことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第6号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第7号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の16ページをご覧ください。

議案第7号

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請について

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請を次のとおりとする。

令和2年1月10日提出

本件の内容は、市民農園開設に関する土地の貸借の承認になります。別紙参考資料の3ページをご覧ください。

市民農園の開設方法としては、別紙資料のように貸付方式と農園利用方式によるものの2つの形態があります。

貸し付け方式については、市民農園整備促進法によるものと特定農地貸付法によるものがあります。

今回の承認申請は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定により、都市住民への趣味的利用を目的とした農地の貸付けにあたり農業委員会の承認を受けるものであります。

本件は現在、市内の公益社団法人が、管理運営を行っている市民農園の一部が土地所有者から返還を求められたことによる解除とあわせて、新規に市民農園を開設するために、市が農家から借りた農地を法人が借り受け事業主体となり市民農園として貸付けを行うため、承認申請があったものです。

本案の申請者は、流山市東初石に住所を置く公益社団法人です。

議案の1番から4番については、既存の市民農園で変更ありません。

議案書の5番と6番が新設する市民農園となります。

5番の申請地は、流山市こうのす台の畑3筆 合計面積2,130平方メートルで、20平方メートルの区画を60区画貸し付けるものです。

6番の申請地は、流山市西深井の畑3筆 合計面積1,200平方メートルで、30平方メートルの区画を31区画貸し付けるものです。

また、この案件の議案案内図につきましては、22ページから27ページにございますので、併せてご参照ください。

ご説明は以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第7号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請について」ご報告いたします。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定より、都市住民等への趣味的な農地の利用を目的とした農地、いわゆる市民農園の貸付けに当たっては、農業委員会の承認が必要となっているところです。

本市の市民農園については、流山市東初石にある公益社団法人が、現在6箇所面積約1.2ヘクタールを運営しています。

今回、この内の2か所について地権者から契約解除の申し出があり、代替地として新たに2か所を開設するため承認申請があったものです。

初めに、市民農園の貸付け条件についてですが、申請者の公益社団法人が実施主体となり、市が農家から借りた農地を1区画当たり10平方メートルから30平方メートルに区画し市民に貸付けを行うものです。

次に本案については、関係者からのヒアリングを行いました。

市と公益社団法人では、市民農園の農地の適切な管理・運営の確保、周辺地域への支障を及ぼさないことのほか、貸付けの中止、又は廃止する場合について定められた貸付協定を令和元年12月に締結し今回の申請となったものです。

また、市民農園の適切な維持管理のための巡回については、5月から10月にかけては週2回、それ以外の月については週1回巡回を行っているとのことでした。

次に、市民農園の賃料については、1区画あたり3千円から1万円とのことでした。

次に、近隣の居住者からの苦情等については、風による土埃の飛散等の苦情があり、お詫びや掃除に伺ったり、高さ1メートル程度の防砂ネットを付けたりしているとのことでした。

次に、市が土地所有者から借りる際の賃料については、約2万円から約160万円とのことでした。

以上のことをもとに審議したところ、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項に定める市民農園としての適切な位置、妥当な規模、利用者の募集方法及び公正かつ適正な選考の方法、農地の適正な管理・運営の確保、周辺農地への支障を及ぼさないことなどの各要件に該当することから全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第7号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代議長 議案第8号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の18ページをお開きください。

議案第8号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和2年1月10日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから報告書の提出があったものであります。

今回、報告がありました法人は、流山市向小金及び流山市駒木台にあります農地所有適格法人です。

報告がありました法人の事業年度は平成30年9月1日から令和元年8月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました別紙資料5ページの様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧いただきたいと思います。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

流山市向小金にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧いただきたいと思います。

確認書の表に、令和元年11月21日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積についてですが、面積は24,719平方メートルです。

次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

次に、事業の種類については、農産物の生産・販売、不動産の賃貸等です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても適合しておりました。

また、次の構成員については農地等の提供者が法人の構成員です。また、業務執行役員につきましては、過半数の役員が農業に常時従事することとなっており、当該法人の役員は2名であり、年間303日と150日従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件は、それぞれ備えていますので適とさせていただきます。

続きまして、流山市駒木台にあります法人の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧いただきたいと思います。

確認書の表に、令和元年11月29日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積についてですが、面積は5,184平方メートルです。

次に、法人形態についてですが、非公開の株式会社となっております。

次に、事業の種類については、農産物の生産・販売、不動産の賃貸等です。

次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても適合しておりました。

また、次の構成員については農地等の提供者が法人の構成員です。

また、業務執行役員につきまして、過半数の役員が農業に常時従事することとなり、当該法人の役員は2名であり、年間321日と307日従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件は、それぞれ備えておりますので適とさせていただきます。

最後になりましたが、当該法人の農地の位置図は、1番の法人が議案案内図の28ページから29ページ、2番の法人が30ページになります。

ご説明につきましては、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第8号「農地所有適格法人報告書の提出について」ご報告いたします。

今月の案件は、2件であります。

本案については、農地法第6条の規定により『農地所有適格法人は、毎年、事業の状況などを、権利を有している農地を所管する農業委員会に報告しなければならない。』と定められています。

また『農業委員会は、その報告に基づき、農地所有適格法人がその要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。』とされています。

農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものでございます。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農地所有適格法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているところでございます。

このため、本案について配付資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○水代議長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、私に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、退席いたします。

それでは、議長を吉田会長職務代理に交代しご審議をお願いいたします。

それでは、退席します。

吉田会長職務代理、よろしくお願いいたします。

(午後4時15分 水代会長 退席)

○吉田議長 水代会長に代わり、議案第8号の1番の案件について、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

これより、議案第8号の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○吉田議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号の1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第8号の1番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代会長の除斥を解き、議長を会長に交代させていただきます。

ありがとうございました。

(午後4時16分 水代会長 入室)

○水代議長 吉田会長職務代理、どうもありがとうございました。

これより、再度、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案第8号の2番についてですが、本件については小倉委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により小倉委員の退席を願い審議いたします。

小倉委員の退席を求めます。

(午後4時17分 小倉委員退席)

○水代議長 これより、本件に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号の2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第8号の2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

小倉委員の除斥を解きます。

(午後4時18分 小倉委員入室)

○水代議長 これより、10分間休憩といたします。

(再会 午後4時30分)

○水代議長 次に、報告第1号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の19ページをお開きください。

報告第1号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和2年1月10日報告

斡旋依頼がありました土地は、流山市木の畑5筆 合計面積3,396平方メートル及び流山市野々下の畑1筆 面積831平方メートルで、本年10月総会の議案第50号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」でご承認をいただきました方の農地であります。

議案案内図につきましては、31ページ、32ページになりますのでご参照いただきたいと存じます。

今後、買取り申出から3か月後のそれぞれ、令和2年1月31日、令和2年2月6日までに買取りの申し出がなかった場合には生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地の買取り申出についてのご報告は以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代議長 ただいま、報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第2号「令和元年賃借料水準について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の20ページをご覧ください。

報告第2号

令和元年賃借料水準について

令和元年の田(水稻)及び畑(普通畑)の賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)を次のとおり報告する。

令和2年1月10日報告

農地の賃借料につきましては、農地法改正に伴い、標準小作料制度が廃止され、この標準小作料に代わりまして、各市町村の農業委員会は、農用地利用集積事業な

どの賃借料を調査し、実際に農地の貸し借りをを行っている賃借料が、いくらに設定されているのか、その賃借料の状況を収集し、併せて農家の皆さまに賃借料水準として情報提供をすることとなっております。

今回、集計がまとまりました令和元年の田の賃借料水準と畑の賃借料水準につきましては、議案書に記載させていただきましたとおりです。

また、情報の収集に当たりましては、平成31年1月から令和元年12月までの1年間のデータで、田が100件、畑が34件のデータをもとに集計をいたしました。

この賃借料水準につきましては、市のホームページや毎年2月に配布しています「農業委員会からのお知らせ」に掲載することで公表する予定です。

最後に、この賃借料水準につきましては、あくまでも農地の賃貸借をする場合の目安として参考にご覧いただくようお願いしております。

同じ農地のなかでも、貸し借りをする場所は農地基盤の状態等によってそれぞれ違いますので、実際に賃借料を決める際には、当事者間の話し合いを通しましてお互いが了解のもと適正な金額を決めていただくようお願いしております。

委員の皆さまにおかれましても、農家の方からご相談がありました場合には、あくまで一つの目安としていただきますようよろしくお願いいたします。

ご説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありました、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

私から質問します。昨年比で、どのくらい変動がありますか。

出ていないようなので結構です。また、何かの機会に報告をお願いします。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので次に進みます。

○水代議長 次に、報告第3号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の21ページをお開きください。

報告第3号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので報告する。

令和2年1月10日 報告

本件は、今年4月の総会で審議がなされ、4月12日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の33ページと34ページにございます。

本件につきましては、12月5日に第2小委員会の委員の皆様にご確認をいただき

ました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せてご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第4号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の22ページをご覧ください。

報告第4号

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

農地法施行規則第53条第14号に規定する事業について、次のとおり事業計画書が提出されたので報告する。

令和2年1月10日 報告

本件は、農地法の許可が不要な案件のうち、農地法施行規則第53条第14号にあります「認定電気通信事業者が設置する施設」については、農林水産省の通知により事業計画書を提出することとなっているため提出されたものです。

今回は2件とも、携帯電話の無線基地局の設置に係るものです。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の35ページと36ページにございます。

報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

◆(増田推進委員) 電柱本体1本の設置ですね。

○事務局(秋元次長) そうです。楽天モバイルの携帯電話の無線基地局の施設工事で、コンクリート製 直径15センチメートルの柱1本です。

◆1番(鈴木委員) 電柱の高さは、どのくらいですか。

○事務局(斉藤副主査) 高さは、14.77メートルです。

(スクリーン上)右側の東京電力の電柱と比べてほぼ同じくらいの高さです。

◆1番(鈴木委員) 1番の所は、結構土地の高さが低いところですからね。

○水代議長 こちら2件は、4平方メートルと11平方メートルとでは面積が異なりますが、理由は何ですか。

恐らく4平方メートルのところは、2メートル角の基礎だと思うのですが。

○事務局(真通次長補佐) 4平方メートルのところは、電柱1本のみの設置となり、11

平方メートルのところは、光ケーブルと電源ケーブル等の設備を併せて設置することにより、面積が異なっております。

○水代議長 ほかにご質問はありますか。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第5号「専決処理の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の23ページをお開きください。

報告第5号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年1月10日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。今月の農地法第4条の届出の報告は、2件 3筆 面積453.18平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、22件 137筆 面積74,281.02平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の24ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地2件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が14件、マンションの区分所有が3件、鉱工業用地が1件、その他の建物施設用地が4件の計22件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和2年第1回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時40分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和2年1月10日

流山市農業委員会会長:

水代啓司

流山市農業委員会委員

吉田達弘

流山市農業委員会委員

岡田長政